

平成21年度

定期監査(学校監査<施設監査・第2期>)

結果報告書

平成22年1月

豊島区監査委員



平成22年1月21日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	寺	澤	隼人
同	鳴	川	智久
同	木	下	広

平成21年度定期監査（学校監査＜施設監査・第2期＞）の結果について

平成21年度定期監査（学校監査＜施設監査・第2期＞）の結果について、
地方自治法第199条第9項の規定により、別添のとおり提出いたします。

平成21年度定期監査（学校監査＜施設監査・第2期＞）結果報告書

第1 監査の対象部局

[教育委員会]

- 1 小学校（7校1学園）
仰高小学校、豊成小学校、池袋小学校、文成小学校、高南小学校、富士見台小学校、さくら小学校、竹岡健康学園
- 2 中学校（2校）
池袋中学校、千登世橋中学校、
なお、西池袋中学校は実施を予定していたが、監査当日に新型インフルエンザによる学校閉鎖のため監査の実施を中止した。
- 3 幼稚園（1園）
南長崎幼稚園

第2 監査実施期間

平成21年10月26日(月)、27日(火)、11月2日(月)、25日(水)

第3 監査の観点

平成21年度財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について、平成21年度監査実施計画に基づき実施した。

第4 監査の方法

各学校施設において、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が校長より概要説明を聴取し、質疑応答を行った。並行して、事務局職員が関係書類及び帳簿等の調査を実施した。

その後、施設を視察し、管理状況等について監査した。

第5 監査の結果

事務の執行状況、施設の管理状況のいずれについても特に文書により指摘すべき事項は認められなかった。なお、事務監査の際、事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については速やかに対応されたい。

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次項のとおり意見・要望を申し添える。

また、改善等の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

第6 意見・要望

1. 就学前の幼児の保育と教育について

区立幼稚園については、平成19年度の監査において、今後の幼児教育や公私の役割分担を踏まえた区立幼稚園のあり方及び幼保一元化等について検討を進めるよう意見を述べてきたところである。

平成21年5月1日現在の園児数は、3園合計で4歳児が57名、5歳児が67名となっており、定員に対する充足率はそれぞれ63%、74%である。監査時点における平成22年度の予測園児数は、4歳児が42名（47%）、5歳児が61名（68%）となり、引き続き大幅な定員割れが想定されている。

一方、保育に欠ける子どもを預かる保育園は、経済状況悪化の影響や女性の社会進出への希望などにより待機児童が急激に増加している。本区における平成19・20・21年の各4月1日現在の待機児童数は、31名、58名、122名と急激な増加の傾向にある。

こうした状況の中で、区として子ども家庭部、教育委員会をはじめ全庁的に就学前の子どもの保育と教育について、私立幼稚園、保育園のあり方を含め、総合的に検討されたい。

なお、区立幼稚園で平成20年度の新規事業としてスタートした「区立幼稚園園児幼児期道徳性育成事業」については、昨今の小1プロブレム対策にもつながることから、私立幼稚園や公私立保育園での実施について、私立幼稚園に対する補助のあり方をも含め検討されたい。

【区立幼稚園園児数の推移（各年5月1日現在）】

	定員 (名)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (予測)
4歳児	90	71	84	72	52	57	42
5歳児	90	88	73	90	74	67	61
計	180	159	157	162	126	124	103
定員充足率(%)		88.3	87.2	90.0	70.0	68.9	57.2

(豊島区の教育)

2. 日常会話のできない外国人児童・生徒への対応について

近年、中国をはじめ各国からの外国人児童・生徒が、小学校や中学校へ転入する事例が増加している。こうした児童・生徒の中には、日本語が全く話せない者も多く、授業が理解できずまた日常のコミュニケーションもおぼつかないなど現場の学校では対応に苦慮している。

区立小学校では、豊成小学校に2学級、池袋小学校に1学級の日本語学級

を設置しており、平成 21 年 5 月 1 日現在、52 名の児童が日本語の習得に励んでいる。このうち 1/4 程度は全く日本語が話せない児童である。

教育委員会では、外国人の児童・生徒に学校からの要請に応じて年間 32 時間を限度として指導協力者（通訳）派遣を実施し、平成 20 年度は幼稚園、小学校、中学校で 61 名がその対象となっているが、授業の通訳が主な内容であり、日常会話の習得は目的となっていない。また、教育センターにおいて、外国等から転（編）入学した幼児・児童・生徒に対して日本語指導及び学校生活への適応指導を実施しているが、増大する需要に対して十分な対応ができていない状況にある。

学校現場では、日本語ができない外国人児童・生徒の生活面を含めた自立や心のケアを求めており、そのためには日常的な日本語の習得が不可欠である。

今後、教育委員会においては現場の実態や要望に即した対策を早急に講じられたい。

3. みらいチャレンジスクール支援事業について

区立小・中学校では、これまでの「プロポーザル制度による特色ある学校づくり推進校事業」を発展させ、今年度より「みらいチャレンジスクール事業」がスタートしている。この事業は、子どもや保護者、地域の期待にこたえる魅力ある学校づくりをめざし、チャレンジする学校を支援し、未来の学校の成長につなげることを目的にスタートしたところである。各校では学校や地域の特性に合わせた取り組みがなされ、「地域・大学との連携」、「学力向上」、「体力向上」、「道徳教育」などのテーマで研究が進んでいる。

平成 21 年度においては、小学校全校で事業をスタートさせたが中学校では 1 校のみの実施となった。事業の実施にあたっては、成果指標を設定することが求められており、数値化が困難な目標も見受けられ、各校においても試行錯誤といった状況にある。

今後、教育委員会においては、各校での 1 年間の事業実施の検証を踏まえ必要な改善を図るとともに、より多くの学校でより効果的な取り組みができるよう工夫されたい。

4. 中学生の地域防災活動への参加について

現在、区立中学校で実施している普通救命講習については、防災課の予算により所轄の消防署の指導のもと総合的学習の時間の中で実施され、生徒は救命活動の技能を習得している。

一方、地域防災訓練は地域住民の高齢化が進み、参加者数も伸びない状況

にあり、地域防災力を維持することが難しい状況になってきている。

いつ発生するか分からない災害に対して、日常地域の学校にいる中学生の存在は貴重である。体力的にも行動力の面でも優れている中学生が救援センターや地域で救命活動等に携わることは、地域との関わりや地域への愛着心にもつながるものであり、将来の地域の担い手としても期待される場所である。

こうしたことから、防災教育の一環として、中学生の普通救命講習については教育委員会で主体的に予算化し、実施するとともに、地域防災組織と協議、連携し、地元の中学生を地域防災訓練等へ積極的に参加させることも含め検討されたい。

5. 竹岡健康学園のあり方について

竹岡健康学園については、平成13年4月に今後のあり方の検討がなされ、すでに8年を経過している。この間8区において健康学園が廃止された結果、現在本区を含め4区のみが設置している状況となっている。

監査時点における学園の児童数は、定員60名に対し19名(31.7%)であり、在園児童の主な入園理由は、肥満が9名、偏食が5名、喘息が4名、虚弱が1名である。

学園設置当時より、児童の健康状況や区内の大気汚染等の状況も含め、健康学園存立の背景は大きく変化している。また、学園は小学校3年生以上を対象として、区外に設置した教育施設であり、卒園児の中学校における健康対策との連携は図れていない状況にある。

竹岡健康学園については昨年度の定期監査報告の中で意見を述べているが、本年においても状況は変わっていない。監査時における教育委員会の説明では、現在改訂作業中の「豊島区教育ビジョン」の中で学園のあり方について検討の方向性を示すとしているが、長年の懸案事項であり早期に結論を出されるよう要望する。

6. 学校の隣接地の取得への取り組みについて

本区の学校敷地面積は、1校あたり平均で小学校が7,424㎡、中学校が10,357㎡(豊島区の教育2008)となっており、23区平均の小学校8,911㎡、中学校11,898㎡(平成20年度 東京都における小中学校施設の現状)と比べ、それぞれおよそ1,500㎡も下回っている状況にある。

また、都立公園など大規模な公園が少ない本区において、学校は環境面でも防災面でも貴重なオープンスペースとなっている。

今後、学校の改築計画も順次進み、また子どもスキップの展開や地域防災

活動をはじめとする地域連携の進展を考えると、校地の拡大は大きな課題である。区立小・中学校に隣接する敷地の中には低利用や未利用の土地もあり、確保することで校地が整形化するものや車両の出入が容易になるもの、さらには取得することで改築時に建築条件が大幅に改善される土地も存在している。

現行の制度では、学校用地の取得にあたって起債の活用や償還に対する都区財政調整制度が活用でき、実質的な区の財政負担が少なくすむメリットもあることから、積極的に対応されたい。

こうした土地の中には、過去に取得に向けて交渉し断念したものであっても、その後の社会情勢の変化や土地所有者の計画変更等も想定されることから、中長期的な視野で臨むことが重要である。取得に向けた交渉等にあたっては、教育委員会のみならず施設管理部の専門セクションとの連携、協力のもと、校地の拡張に向け積極的に対応されたい。

7. 学校施設の整備等について

(1) 学校プールのあり方について

区立小・中学校には、プールが設置され、多くの学校では、一学期の6月中旬から二学期の9月初旬の期間にプール指導が行われている。また、夏季休業中は児童・生徒の生活を充実させ、体力の向上や健康の増進を図るため夏季プールが実施され、平成20年度実績によると小学校（23校）で平均11日間、中学校（8校）で平均5日間の開設日数となっている。

本区の小・中学校は校地面積が狭く、建物の容積にも制約の多い中、プールの設置は、施設面や財政面においても大きな課題となっている。

今後、区立小・中学校の改築計画が進行していくが、学校プールのあり方について再考する時期と考えられる。例えば、近隣複数校で1か所のプールを設置することや温水プール化による年間での地域開放を行うこと、さらには区立体育施設や民間プールを活用すること等、様々な視点で検討し、学校施設の有効利用を進めるよう要望する。

(2) トイレについて

区立小・中学校の中には、教員・来賓用の大人のトイレが設置されていない学校や男女児童・生徒用のトイレの仕切りのパーテーションが不十分なものが見受けられる。

学校のトイレは、近年5K（汚い・暗い・臭い・怖い・壊れている）と嫌われ、児童・生徒が利用を回避するケースも出てきており、子どもの健康面などからも社会問題として取り上げられている。

また、保護者の授業参観、子どもスキップや様々な地域連携の中で大人が学校を訪れる機会が増加しており、学校のトイレの利用頻度も増している。さらに、学校は災害時の救援センターでもあることから、高齢者や障害者の利用を想定した対応が求められている。阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震の際にも避難所である学校などのトイレの重要性が指摘されているところである。

今後、区では区立小・中学校の改築計画を進めていくこととしているが、トイレ整備は改築計画による改善を待つことなく、早急な対応を実施されたい。

8. 事務の適正処理について

今回の監査対象校において、庶務・サービス関係、学校配付予算の執行、支出、契約、現金等の出納保管、施設管理などの事務について、関係書類および帳票の記載、管理等について事務監査を実施した。その中で処理の適正性を欠くと思われた主な事項を下記に列挙するので、事務処理の適正化に向けた改善を図られたい。

(1) 会計処理に関する事項

会計処理については、多くの学校において事務処理の不備や誤謬などが認められた。会計処理は、適正な予算の管理執行を行う基本であることから、会計処理担当者においては、教育委員会の作成した「学校配付予算執行事務の手引き」に即して適正に処理されたい。

また、保護者から徴収する教材費や移動教室費用等にかかる徴収金管理(私費会計)については、未だ、費用にかかる現金を預金せず学校内に保管をしている状況が見受けられる。

教育委員会においては、各学校の現金管理の状況を把握し、個別的に助言・指導を行われたい。

① 資金前渡金

- ・現金出納簿を備えていないものや記帳処理がされていないものがある。
- ・現金出納簿の年月日欄の記載漏れや日付の誤記入が多く見受けられる。
- ・現金出納簿において月ごとに締められていないものや修正液により訂正されているものがある。

② 私費会計

- ・保護者から集金した現金を預金せずに学校内で保管している状況がある。

- ・ 出納簿の支出額と業者からの領収書の金額と不一致のものがある。
- ・ 出納簿において年月日欄の記載漏れや誤記入、下半期分についての記帳処理がされていないものがある。
- ・ 出納簿に校長・副校長・会計担当者名の押印がなく、点検の確認がされているかどうか不明のものがある。

③ その他

- ・ 予算差引簿において、年月日欄の記載漏れや日付の誤記入のものがある。
- ・ 郵券関係において、郵券の残枚数と受払簿に記載された枚数と不一致のものがある。

(2) 服務関係書類に関する事項

服務関係書類については区費職員を対象としたが、以下のような書類作成の不備や誤謬などが見受けられた。

これら服務関係書類は個々の職員の勤務を証するものであり、給与支給の根拠となるものである。

各学校においては、服務関係書類の日々の点検を励行するとともに、年の終了時点で再度点検を実施されたい。あわせて、教育委員会においては、各学校に対し、これらの関係書類が適正に作成できるよう、具体的な助言・指導を行われたい。

【出勤簿】

- ・ 出勤時限後の「年休」について、「后」の表示がされていないものがある。(高南小・富士見台小・池袋中・竹岡)
- ・ 時間単位で承認する「職免」について、かかる時間数の表示がされていないものがある。(池袋小)
- ・ 振替後の週休日について、「週振」の表示とともに振替前の週休日の日付の記入がされていないものがある。(仰高小・池袋小・富士見台小・さくら小・千登世橋中・竹岡)
- ・ 週休日の振替について、「週休」の表示を抹消せずに押印や「出」の表示がされているものがある。(文成小・富士見台小・池袋中)
- ・ 勤務免除について、「年休」や「職免」の表示がされているものがある。(さくら小・南長崎幼)
- ・ 同日に複数の休暇表示が必要な場合について、適正な表示がされていないものがある。(竹岡)

【休暇簿等】

- ・休暇簿等の申請書の記載について、修正液により訂正されているものがある。(池袋小・さくら小)
- ・休暇簿の申請手続きをせずに夏季休暇・リフレッシュ休暇・慶弔休暇を取得しているものがある。(千登世橋中)
- ・職免専念義務免除の申請について、理由欄や根拠規定欄、累計欄の記載されていないものがある。(仰高小・池袋小・高南小・さくら・小竹岡)
- ・職免専念義務免除手続きについて、年次有給休暇簿で処理されているものがある。(南長崎幼)
- ・週休日の振替等命令簿の変更手続きをせずに週休日を振り替えているものがある。(仰高小・高南小)

【超過勤務等命令簿】

- ・勤務月日の欄に、週休日の振替による「振替前月日→振替後月日」の記載がされていないものがある。(池袋小・竹岡)
- ・超過勤務命令の報告はされているが、25/100 の時間外勤務命令簿が作成されていないものがある。(文成小)
- ・修正液により訂正されているものがある。(高南小)

(3) 学校施設の維持管理・安全管理に関する事項

学校における教育環境の施設維持・安全管理においては、以下のことに留意し、引き続き十分な点検の実施及び計画的に必要な改善を図られたい。

- ・校舎から体育館への防火扉前に卓球台等が置いてあり、防火扉の機能が果たせない状況にある。(高南小)
- ・屋上の排水口廻りに土砂・枯葉が溜まっており、清掃が不十分な個所が見受けられた。(高南小・千登世橋中)
- ・保守点検での指摘を対応せずに放置しているものがある。(仰高小：救助袋交換・誘導灯バッテリー交換・防火戸開閉障害)
- ・安全点検報告書に設備等の保守点検の指摘事項が記載されていないものがある。(仰高小・池袋小・竹岡)

1. 学校名の表示について

(幼)：幼稚園、(小)：小学校、(中) 中学校、(竹岡)：竹岡健康学園

2. 校名の表示がない項目は、各校に数多く見られる共通事項であるため記載していない。

なお、本監査を通じ、改めて「子どもスキップ」の早期開設について申し添える。

子どもスキップについては、これまで監査報告において早期開設の意見を述べてきたところであるが、その設置の有無は保護者の学校選択の大きな要素の一つとなっている。また、実態として子どもスキップの設置が放課後子ども教室実施の前提となっており、平成 20 年度実績によると 14 小学校区で地域住民の参加と協力のもと、延べ 1,308 回の事業が実施されている。こうした点では、教育環境の公平性の観点からも早期に全校での実施が求められている。

区並びに教育委員会が本年 9 月に実施した保護者、利用児童へのアンケート調査によれば、子どもスキップに対しては保護者の 68%が「満足」と回答し、児童の 75%が「楽しい」と回答している。一方、放課後子ども教室については、児童の 73%が「楽しい」と回答しているなど一定の評価を得ている。

平成 21 年度当初での子どもスキップの実施校は、小学校 23 校中 15 校で、実施率は 65%となっている。子どもスキップの実施にあたっては、スペースの確保や学校教育への影響などの課題があるが、中には学校側の受入れ態勢は整備されているものの、開設に至っていないものも見受けられる。子ども家庭部においては、教育委員会との連携・協力のもと地元の理解を得て早期の開設に努められたい。